

背景・必要性

2020年東京パラ大会の開催を契機とした共生社会の実現、高齢者、障害者等も含んだ「価値活躍社会の実現の必要性

《課題①：ハート・ソクト両面の課題》

- 事故、トラウマの発生等を踏まえ、既存施設を含む更なるハート対策、また、旅客支援等のソクト対策を一体的に推進する必要



(参考)
車いす利用者の
バス利用に係る
介助の様子

《課題②：地域の取組の課題》

- 市町村(特別区を含む)による基本構想未作成・フォロワーアツプ不足等により、地域におけるバリアフリー化が不十分

※基本構想作成市町村数：
 ▶ 全市町村の約2割(294/1,741)
 ▶ 3千人/日以上の旅客施設のある市町村の約半数(268/613)
 [H28年度末時点]

《課題③：利用し易さの課題》

- 観光立国実現に向け、貸切バスや遊覧船もバリアフリー化が必要
- 公共交通機関に加え、建築物等に関するバリアフリー情報の積極的な提供が必要
- バリアフリー施策の評価等に当たり、障害者等の参画・視点の反映が必要

《関連する政府決定等》

■ユニバーサルデザイン2020行動計画(H29.2 ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議決定)

「バリアフリー法を含む関係施策について、29年度中に検討を行う等により、そのバイラルアツプを図る」

法律の概要

※赤字：平成30年11月1日施行、青字：平成31年4月1日施行

①理念規定／国及び国民の責務

- 理念規定を設け、「共生社会の実現」、「社会的障壁の除去」を明確化
- 「心のバリアフリー」として、高齢者、障害者等に対する支援(鉄道利用者による声かけ等)を明記

②公共交通事業者等によるハート・ソクト一体的な取組の推進

- ハート対策に加え、接遇・研修のあり方を含むソクト対策のメニューを国土交通大臣が新たに作成
- 事業者は、ハート・ソクト計画※の作成・取組状況の報告・公表

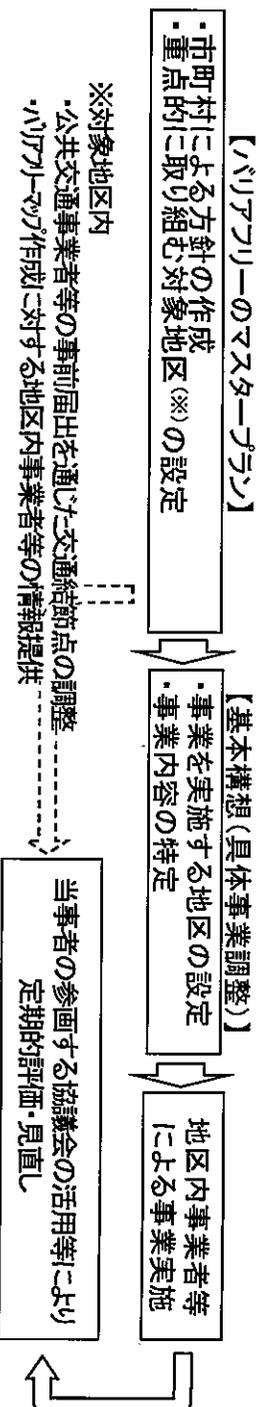
※施設整備、旅客支援、情報提供、教育訓練、推進体制



【研修の様子(介助の疑似体験)】

③バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化

- 市町村がバリアフリー方針を定めるマスタープラン制度を創設(協議会等における調整、都道府県によるサポート、作成経費支援)



- 近接建築物との連携による既存地下駅等のバリアフリー化を促進するため、協定(承継効)制度及び容積率特例を創設

- 駅等の旅客施設にスペースの余裕がない場合に近接建築物への通路及びバリアフリートイレ整備が容易に



【バリアフリー対応のバリアフリー駅】

④更なる利用し易さ確保に向けた様々な施策の充実

- 貸切バス・遊覧船等の導入時におけるバリアフリー基準適合を義務化
- 建築物等のバリアフリー情報の提供を新たに努力義務化
- 障害者等の参画の下、施策内容の評価等を行う会議の開催を明記



【遊覧船】